

## ○総務省告示第 号

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第七条の五及び様式第二十七の三注4の規定に基づき、通信品質の測定条件を次のように定める。

平成二十五年 月 日

総務大臣 ・ 床 伸二

一 測定を行う日は、一日のうち、一年間を平均して呼量（一時間に発生した呼の保留時間の総和を一時間で除したものをいう。以下同じ。）が最大となる連続した一時間について一年間における呼量及び呼数又は予測呼量及び予測呼数の多いものから順に三〇日とする。ただし、呼量又は予測呼量と呼数又は予測呼数で日が一致しない場合は、事業用電気通信設備の現況を勘案して、より品質の劣化が生じると見込まれる日を選択した三〇日とする。

二 測定を行う頻度は、前項の規定により測定を行うこととした日において、一時間ごととする。

三 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十四条及び第三十五条の四に規定する通話品質については、前二項の規定にかかわらず、第一項の規定により測定を行うこととした日から一日を選択し、一回以上測定を行うものとする。

四 測定箇所その他の測定条件を選定するに当たっては、できる限り、品質の劣化が生じると見込まれる条件となるようにする。

五 測定に当たつての制約のため、やむを得ず、音声伝送役務の品質について、実際のものと異なる測定値を得た場合は、実際のものに近い値となるよう、必要に応じて測定値に補正を行わなければならない。ただし、ネットワーク構成を勘案して、当該補正を行うことが困難である場合は、その理由を記載するものとする。